

仙台市共同企業体運用基準

(平成3年12月15日市長決裁)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、仙台市が発注する建設工事に係る共同企業体の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「特定共同企業体」とは、特定の建設工事の施工を目的として、工事ごとに結成する共同企業体をいう。

2 この基準において「経常共同企業体」とは、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

第2章 特定共同企業体

(対象工事)

第3条 特定共同企業体により施工することができる工事(以下この章において「対象工事」という。)

は、次の各号に掲げる工事の種類に応じ当該各号に定める予定価格以上の工事で、高度の技術を必要とするもののうちから、市長がその内容を勘案し、選定するものとする。

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 土木工事 | 3億5千万円 |
| (2) 鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事 | 4億円 |
| (3) 電気設備工事 | 3億5千万円 |
| (4) 給排水衛生冷暖房工事 | 3億円 |

2 前項に掲げるもののほか、市長は、その円滑な施工を図るため特に数社の技術力を結集する必要がある工事のうちから、対象工事を選定することができる。

3 市長は、前2項の規定により対象工事を選定しようとするときは、その予定価格に応じて、あらかじめ、仙台市契約事務に関する審査委員会規程(平成6年仙台市訓令第18号)第1条第1号に規定する契約事務特別委員会の審議を経なければならない。

(構成員の数)

第4条 特定共同企業体の構成員の数は、3社までの範囲内において、対象工事ごとに市長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、その予定価格が50億円以上の対象工事のうち、市長が特に必要と認めるときは、4社とすることができる。

(構成員の資格)

第5条 特定共同企業体の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

- (1) 本市の競争入札参加資格を有すること
- (2) 発注しようとする対象工事(以下「発注工事」という。)の種類に係る建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の許可を受けた日から引き続き3年以上営業を継続していること、又は、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると市長が認めるものであること
- (3) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績があり、かつ、当該工事と同種の工事の施工実績があること
- (4) 発注工事の種類に係る監理技術者又は資格を有する主任技術者で専任のものを、当該発注工事の工事現場に配置することができること

(5) 仙台市契約事務に関する審査委員会規程第1条第1号に規定する契約事務特別委員会の審議を経て、市長が構成員の資格等を設定した発注工事にあつては、当該資格等を有すること

(結成方法)

第6条 特定共同企業体は、自主的に結成するものとする。

(構成)

第7条 特定共同企業体の構成は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 構成員のうち少なくとも1社は、仙台市競争入札参加資格登録要綱(平成22年3月3日市長決裁)第10条第1項に掲げる等級(以下単に「等級」という。)の最上位に格付けされている者であること
- (2) 等級の第3位の級以下の級に格付けされている者(等級の第3位の級に格付けされている者で、市長が十分な施工能力を有すると認めるものを除く。)をその構成員としないこと

(代表者)

第8条 特定共同企業体の代表者は、発注工事において施工能力の大きい構成員のうち、当該発注工事の施工に当たって中心的役割を担う者を、構成員が協議のうえ決定する。

(出資比率)

第9条 各構成員の出資比率は、均等割による出資比率の2分の1を下回ってはならない。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りでない。

2 代表者以外の構成員の出資比率は、代表者の出資比率を超えてはならない。

第3章 経常共同企業体

(対象工事)

第10条 経常共同企業体により施工することができる工事は、格付の高い構成員の等級に係る契約予定額以上の工事で、技術者を適正に配置し得る規模のものとする。

(構成員の数)

第11条 経常共同企業体の構成員の数は、2社とする。

(構成員の資格)

第12条 経常共同企業体の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしている者でなければならない。

- (1) 本市の競争入札参加資格を有すること
- (2) 本市の区域内に主たる事業所を有すること
- (3) 競争入札参加資格審査の申請をした工事の種類(以下「申請業種」という。)に係る建設業法第3条の許可を受けた日から引き続き2年以上営業を継続しており、かつ、申請業種と同種の工事の施工実績があること
- (4) 申請業種に係る監理技術者又は資格を有する主任技術者で専任のものを、工事現場に配置することができること

(構成)

第13条 経常共同企業体は、格付された等級の差が1級を超えない構成員によって構成されなければならない。ただし、格付された等級に2級の差がある場合において、下位の級に格付されている者に十分な施工能力があると市長が認めるときは、格付された等級に2級の差がある構成員によって構成することができる。

(結成方法及び代表者)

第 1 4 条 経常共同企業体は、自主的に結成するものとし、その代表者は、構成員の互選により決定する。

(出資比率)

第 1 5 条 第 9 条第 1 項の規定は、経常共同企業体の構成員の出資比率について準用する。

(競争入札参加資格審査申請)

第 1 6 条 競争入札参加資格審査の申請をした経常共同企業体の構成員が他の経常共同企業体の構成員であるときは、当該他の経常共同企業体は、競争入札参加資格審査の申請をすることはできないものとする。

第 4 章 雑則

第 1 7 条 この基準の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

この基準は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平成 6 年 6 月 6 日改正)

この改正は、平成 6 年 6 月 6 日から実施する。

附 則 (平成 9 年 8 月 1 9 日改正)

この改正は、平成 9 年 8 月 1 9 日から実施する。

附 則 (平成 1 3 年 1 0 月 1 9 日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成 1 3 年 1 0 月 2 2 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市共同企業体運用基準の規定は、この改正の実施の日以後に仙台市契約規則（昭和 3 9 年仙台市規則第 4 7 号）第 5 条に規定する一般競争入札の公告又は仙台市競争入札実施要綱（平成 6 年 6 月 6 日市長決裁）第 1 8 条に規定する工事概要等の掲示（以下「入札の公告等」という。）が行われる工事について適用し、同日前に行われた入札の公告等については、なお従前の例による。

附 則 (平成 1 9 年 6 月 3 0 日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成 1 9 年 7 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市共同企業体運用基準の規定は、平成 1 9 年 7 月 1 8 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 2 2 年 3 月 3 0 日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成 2 2 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市共同企業体運用基準の規定は、平成 2 2 年 4 月 1 日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 2 3 年 3 月 3 1 日改正)

この改正は、平成 2 3 年 4 月 1 日から実施する。